
1. 税務調査とは

税務調査とは、申告納税制度の下にあり納税者によって計算された課税標準や税額などが、適法に算出されたものであるかどうかを調査するものです。

具体的には、その会社の代表や経理担当者に質問をしたり、帳簿書類その他の物件を調査する他、この会社と取引関係にあると認められる第三者に対しても同じように質問し、調査することにより行われます。

税務調査は、申告納税制度の基盤となる課税の公平を維持する役割も担っています。税務調査を受身的に考えるのではなく、日常業務や社内管理体制を充実させるためのチェックとして利用するという積極的な考え方も必要でしょう。

～調査官との上手な対応①～

- 調査の最中は自然に対応する
- 質問に対しては常に誠実に応え、誤りは率直に認める
- 必要以上にへりくだったり、高圧的になったりしない
- 聞かれてもいないことを細かく説明しない
- 調査官は自慢話、趣味等から個人の経費を会社の経費に付け回していないか聞き出すので注意する

何ら不正がなくても税務調査は気持ちのいいものではありません。精神的負担も大きくイライラすることもあります。調査官の質問に対しては、高圧的になったり、へりくだったりしないよう、常に自然に対応しましょう。

態度や言葉使いの悪い調査官に対しては毅然とした態度で対応し、それでも改まらなければ税務署長に抗議する旨を伝えると良いでしょう。

6. 税務調査の見直し

1. 税務職員の質問検査権

税務職員は、所得税等に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができることとする質問検査権に関する規定について、横断的に整備されました。（通法74の2～74の6）

2. 税務調査において提出された物件の留置き

税務職員は、国税の調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができることとされました。（通法74の7）

この改正は、平成25年1月1日以後に提出される物件について適用されます。

3. 税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとされました。（通法74の9、74の10）

10. 事前通知が無い税務調査の対応

- 身分証明書・質問検査章の両方の提示を求める
- すぐに、会計事務所に連絡する
- 調査の開始は会計事務所が来るまで待ってもらうか現金実査のみの調査にしてもらう
- やむを得ない理由があれば調査の延期を求める

事前通知なしで調査があるとびっくりされる納税者も多いでしょうが、飲食業や小売業では珍しくありません。主にレジの現金と前日の営業記録が合っているかを調査します。その他、脱税等を想定される納税者が書類等の証拠隠滅の恐れがある場合に行われます。飲食・小売業等の現金商売でない場合は、税務署は脱税の疑いを強く持って調査に臨んでいると考えてください。

経営者や経理担当者がいない場合や、冠婚葬祭、重要な商談等ある場合は、きちんと調査官にその旨を説明して延期を申し入れてください。



2. 消費税の調査ポイント

消費税はある程度の売上規模があれば、必ず数百万円単位で納税が発生します。さらに、年間売上5,000万円以下の簡易課税事業者は別として、原則課税はどうしてもミスが発生しがちです。そのため、調査の内容も細かくなってきます。

(消費税の処理)については、解釈の相違などで争う余地が少なく、処理が正しいか否か、課税か課税対象外か、結果がはっきりしています。金額が数千円程度でたまたま間違えたというような場合には指導扱いとなることもありますが、2万～3万円レベルの金額になると修正申告を要求されます。

税務調査では、経費にかかる消費税の処理について課税対象外のものを仕入税額控除していないか、というように基本的なところを細かく見られます。

具体的には、交際費や福利厚生費のなかの香典・見舞金・祝い金、商品券やビール券などが課税仕入になっていないかとか、手数料勘定のクレジットカード手数料、福利厚生費で処理している退職掛金・共済掛金が課税仕入になっていないかなどが挙げられます。

(その他)海外取引がある場合には、海外出張旅費や現地経費の処理が課税仕入になっていないか、輸入の場合の運送業者に対する支払いの処理(課税と課税対象外が混じっているケースがほとんど)がきちんとされているかなども細かくチェックされます。

消費税は一件当りの金額は少額ですが、大量に反復継続するものについて誤りがあると金額がかさむので、基本をしっかり押さえておく必要があります。